

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

合資會社
松竹商店
定款



合資會社松竹商店定款

第一章 總則

第壹條 本社ハ合資會社トス

第貳條 本社、商號ニ合資會社松竹商店ト稱ス

第參條 本社ハ本店ヲ東京市京橋區大川端町七番地ニ置ク

第四條 本社ハ債物、運輸物品、賣買員及兵、仲介

委託代理並ニ之ニ附隨スル一切ノ業務ヲ營

テユトス目的トス

第五條 本社存立期間ヲ設立ノ日ヨリ滿貳拾年

トス

第二章 社員及出資

第六條 社員ノ氏名住所其出資金額並ニ其責任

尤ノ如シ

東京市京橋区大川場町七番地

一金参十圍也 無限 竹内美白

東京市京橋区大川場町七番地

一金参十圍也 有限 下村鹿次郎

慶和縣知多郡成岩町字北家下貳拾九番地

一金参十圍也 有限 竹内佐治

東京市京橋区大川場町七番地

一金参十圍也 有限 松本金助

第七條 社員ノ其持分全部又ハ一部ヲ他ハ譲渡

セルトル場合ハ總社員ノ同意ヲ要ス

第八條 社員ハ本金助ノ相續人ハ他社員ノ要求

ニ應ジ其持分ヲ譲渡スルコトヲ要ス但シ持分

ノ評價ハ其當時ノ會社財産ノ状況ニヨル

第九條 業務執行ノ社員ハ會社ノ業務又ハ財産

ニ関スル重要ナル事項ハ之ヲ社員ニ報告ス

ルコトヲ要ス

第十條 業務執行ノ社員ノ報酬ハ社員過半数

決議ニヨリ之ヲ定ム

第十一條 役員

第十二條 社員過半数ノ決議ニヨリ有限責任社員中

ヨリ姓名ノ業務監督社員ヲ選出ス

第十三條 業務監督社員ノ任期ヲ滿スル年トス

第十四條 業務監督社員ハ之ヲ應ジ帳簿其

他業務ノ執行ヲ監督ス

第四章 社員總會

第拾條 社員總會ニ分テ定時總會及臨時總會ニ種トス

第拾一條 定時總會ハ毎年四月十日之レヲ開テ臨

時總會ハ無限責任社員ニ於テ必要ト

認メタル時及分テ先以上ノ社員ノ請求

アリタル時來参之レヲ開ク

第拾二條 臨時總會ニ於テ第拾條ノ各項ノ議

決シ臨時總會ニ於テ其ノ目的ニ臨時

事項ノ議決ス

第拾三條 社員總會ハ社員ノ参カノ會以上ノ出席ヲ以テ成立ス

第五章 計算

第拾四條 營業年度ハ毎年四月一日ヨリ九月三十日迄

及十月一日ヨリ翌年三月三十一日ヲテトス

第拾五條 本社ノ總収入金ヨリ總支出金ヲ拂除シタル

モノヲ純益金トシテ之ノ分配ス

一 積立金 指分ノ意以テ

二 賞與金 若干

三 配當金 若干

四 繰越金 若干

第拾六條 業務執行社員ハ毎年度ノ終リ

ニ於テ其ノ書類ヲ社員ニ提示シ承認ヲ

求ムルコトヲ要ス

一 財產目錄

二 貸借對照表

三 營業報告

四 損益計算書

五 利益配當之議案

第六 章程附則

第二章 總則
第一條 本定款之定款事項、總之商法、規定

第三章 資本
第一條 本會社之資本、定為一千圓、此定款之

大正七年十二月廿日

東京市京橋區大川端町七番地

竹下 義一 印

東京市京橋區大川端町七番地

竹下 廣次郎 印

慶和縣和歌山郡成若字北家下町拾九番地

竹下 佐治 印

東京市京橋區大川端町七番地

松本 金助 印

14 10 10 10 (2)

10/10/10 10 10 10 10 10

10 10 10 10 (2)

10 10 10 10 10 10 10 10 10 10